

## 岐阜市終身建物賃貸借事業認可事務取扱要綱

平成31年 3月29日決裁

改正 令和 3年 2月24日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の規定に基づく終身建物賃貸借事業に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の認可)

第2条 法第53条第1項の事業認可申請書の様式は、終身建物賃貸借事業認可申請書（様式第1号）とする。

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）第32条第2項第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 賃貸住宅が昭和56年5月31日以前に新築工事に着手したものであるときは、当該賃貸住宅に関する次のアからエまでに掲げるいずれかの書類（建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（地震に対する安全性に係るものに限る。）に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できるものに限る。）

ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づいた耐震診断の結果の報告書

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書

ウ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第2号に規定する保険契約が締結されていることを証する書類

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める賃貸住宅の耐震性に関する書類

3 法第55条の規定による通知の様式は、終身建物賃貸借事業認可通知書（様式第3号）とする。

(事業の変更)

第3条 法第56条第1項の規定により認可を受けた事業の変更をしようとする認可事業者は、終身建物賃貸借事業変更認可申請書（様式第4号）に省令第32条第2項各号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第56条第2項において準用する法第55条の規定による通知の様式は、終身建物賃

貸借事業変更認可通知書（様式第5号）とする。

（終身建物賃貸借の解約の申入れ）

第4条 法第58条第1項の規定により終身建物賃貸借の解約の申入れをしようとする認可事業者は、終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書（様式第6号）に解約事由が生じたことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第58条第1項の規定による承認をしたときは、終身建物賃貸借解約申入れ承認通知書（様式第7号）により認可事業者に通知するものとする。

（報告の徴収）

第5条 認可事業者は、法第66条の規定により、毎年2月1日現在における認可住宅の管理の状況について、終身建物賃貸借事業管理状況報告書（様式第8号）により同月末日までに市長に報告するものとする。

（地位の承継）

第6条 法第67条第1項の規定により事業の認可に基づく地位を承継した者は、終身建物賃貸借事業地位承継届（様式第9号）に契約書その他地位の承継を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第67条第3項の規定により認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位の承継をしようとする者は、終身建物賃貸借事業地位承継承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、法第67条第3項の規定による承認をしたときは、終身建物賃貸借事業地位承継承認通知書（様式第11号）により当該地位の承継をしようとする者に通知するものとする。

（改善命令）

第7条 法第68条の規定による命令は、終身建物賃貸借事業改善措置命令書（様式第12号）により行うものとする。

（事業の認可の取消し）

第8条 法第69条第1項の規定による事業の認可の取消しは、終身建物賃貸借事業認可取消通知書（様式第13号）により行うものとする。

（事業の廃止）

第9条 法第70条第1項の規定により認可を受けた事業を廃止しようとする認定事業者は、終身建物賃貸借事業廃止届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年2月24日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。